

議案第13号

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例

新居浜市中小企業振興条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「新製品の開発事業」を「産業財産権取得事業」に改め、同条第1項中「省力化、高品質化又は高性能化のために新製品の研究開発を行い、かつ、完成した」を「製品の保護を図るため、新たに産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）を取得した」に改め、同条第2項中「100分の20」を「100分の50」に、「200万円」を「20万円」に改める。

第7条から第9条までを次のように改める。

第7条から第9条まで 削除

第10条第2項及び第10条の2第2項中「100万円」を「50万円」に改める。

第11条第1項中「若しくは」を「を実施したとき、又は」に、「実施し、又は中小企業者が共同受注を行うための組織を作り、商談会等の事業を行った」を「実施した」に改める。

第11条の2を削る。

第12条第2項中「100分の20」を「100分の10」に、「200万円」を「100万円」に改める。

第12条の2を削る。

第13条を次のように改める。

（外国人人材活用支援事業に対する補助）

第13条 市長は、中小企業者が経営の安定を図るため、外国人（市長が別に定める外国人に限る。以下この条において同じ。）を新たに雇用したとき、又は雇用している外国人及び市長が別に定める者（以下この条において「外国人等」という。）に対して日本語教育（外国人等が日本語を習得するために行われる教育をいう。以下この条において同じ。）を実施したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

（1）外国人を新たに雇用したとき 雇用した外国人1人につき20万円

（2）雇用している外国人等に対して日本語教育を実施したとき 10万円

第13条の2第1項及び第2項第1号中「求人情報を発信する事業」を「求人」に改める。

第14条の2を削る。

第23条第4項中「2年」を「3年」に改める。

附則第1項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市中小企業振興条例の規定により補助金の交付の決定を受けている中小企業者等及び補助金の交付申請を行っている中小企業者等については、改正後の新居浜市中小企業振興条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

中小企業の振興事業に対する補助制度の見直し及び新設を行うとともに、令和7年度まで補助期間を延長することにより、本市の中小企業の生産力向上、人材確保等を支援するため、本案を提出する。